

事務連絡  
令和6年2月15日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局  
参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室

「医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業」  
の実施に係る支援対象病院の選定について（依頼）

日頃より厚生労働行政に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

サイバーセキュリティについて早急に取り組んでいただきたい対策等については、令和5年10月10日付事務連絡「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて（周知依頼）」等において医療機関等に周知をお願いしているところです。

今般、病院におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、令和5年度第一次補正予算において、医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業より外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備を支援することとしており、2か年で電子カルテシステムを導入している全ての病院の支援をする予定です。

つきましては、当該事業により令和6年度に支援する病院を、より効果的なものとするため、地域の医療提供体制の実情を踏まえ、別記のとおり各都道府県において支援対象病院を選定していただきたいので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室  
室長補佐 松田、管理係 篤田  
03-5253-1111（内線：8835）

(別記)

## 1 支援対象の医療機関

当該事業における支援の対象は、電子カルテシステムを導入している病院

※令和5年度補正予算の当該事業では、令和6年度に約2,000病院の支援を行うこととしており、2か年で全ての電子カルテシステム導入済みの病院の支援を目指しています。

## 2 支援対象病院の選定方法

- 支援対象病院の選定は、各都道府県別病床規模別に示す数（支援枠）の病院を過不足なく選定してください。

なお、支援枠の調整が必要な場合は、3月1日（金）まで、照会先まで相談していただくようお願いいたします。

- 支援対象病院の選定方法は、基本的には、各都道府県の判断に委ねることとします。

(選定に当たっての考え方の例)

- ・ 地域における救急等の主要な診療機能を担っており、サイバー攻撃の影響により診療停止等となった場合に地域医療に与える影響が大きいと思われる病院
- ・ 立入検査等においてセキュリティー対策が不十分と思われる病院

## 3 提出期限等

提出期限：令和6年3月15日（金）まで

提出方法：別紙様式により提出

## 4 その他

- 選定された支援対象病院への支援に関しては、当該事業の受託企業から直接支援対象病院に連絡等行い進めることとなります。（特に都道府県で対応していただくことはありません。）
- 支援した病院の調査結果については、必要とする各都道府県には情報提供ことも可能ですので、予めご相談ください。